

## 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編・平成28年度）の改訂案に対する意見概要とそれに対する考え方（パブリックコメント・日本哺乳類学会意見照会）

意見No.	頁	行	意見	回答	パブコメ/ 学会
1	全体		クマと人間が共存するためのゾーニング案は良いと思うが、コア生息地がクマの好適な生息地であるよう、環境整備が重要である。生息数や捕獲だけでなく、生息地の復元や被害防止対策をメインに考えるべきである。	生息地の保護・整備にかかる記述をⅢ.9に追記しました。	パブコメ
2	全体		常に別項目を参照しなければならず分かりにくい。参照は最低限にとどめ、参照する場合には、項目番号だけではなくページ番号を併記すべき。	専門家の助言も受け、ガイドラインの構成を検討した結果、特定計画に掲載すべき項目を前半で示し、後半に今回のガイドラインで推進する「ゾーニング管理」「広域的な保護・管理」「モニタリング」について詳しく記載するのが良いということになった。参照しやすいよう、ページ番号を併記することとする（最終稿で対応）。	学会
3	全体		同じような内容が繰り返し出てくる。例えば、PDCAサイクルの説明などはクマのガイドラインには不要と考える。簡単に記述し、共通編に掲載すべき。	平成25年改訂のカワウ、平成28年改訂のニホンジカ、ニホンザルとも共通編をもうけておらず、今回のクマ類のガイドラインにも共通編を設けていないこと。また、行政の担当者は複数の獣種を扱うことも多く、基本的な考え方を理解していることが求められることから、PDCAサイクル等については丁寧に記載することとした。	学会
4	全体		改定するポイントは、ユニット管理、個体数水準、ゾーニング、個体数推定手法だと思われるが、これらの実行性のある計画を行政が策定するための具体的な指針や基準を示すべき。	全国で一般的に示せる事例が少ないため、今回のガイドラインでは考え方を中心に示している。加えて、各地域で成功している事例について資料編に掲載することとしている。今後、具体的な指針や基準を示せるよう、各地域の保護管理に係る施策の支援と進捗の情報収集を行う。	学会
5	全体		モニタリング、人材育成、体制整備などは、これまで通りの書き方に抑え、行政担当者が計画を書けるものにするべき。	モニタリングについては、Ⅳ章で詳細に示していることから、原案の通りとする。人材育成・体制整備については、保護・管理を進めていく際に必要な全体としての体制図を資料編に示した。	学会
6	全体		「地域個体群」と「保護管理ユニット」の定義と関係を明確にすることが必要である。個体数水準を地域個体群ごとに定めるのか、保護管理ユニットごとに定めるのが不明瞭である。	保護管理ユニットの定義の中に、地域個体群と必ずしも一致しないこと、個体数水準は保護管理ユニットごとに定めることを記載している。すでにガイドライン（2010）において、保護管理ユニットを提示し実際に運用されていることから、行政が混乱しないために保護管理ユニットの定義については大きく変えていない。今後、研究が進み地域個体群の分け方が大きく変化した場合は、保護管理の現場の意見も考慮しつつ、保護管理ユニットの再検討をする可能性がある。	学会
7	1	冒頭	特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドラインのニホンザル編やニホンジカ編を参照するなどし、このガイドラインに関する説明文（ねらいや位置づけ、構成について）を記載すべき。	12ページにガイドライン改訂の目的を示している。普及パンフレットの中でガイドラインのねらいや位置づけをより分かりやすく説明することとする。	学会
8	1, 17	10, 18-25	恒常的ではないが一時的にクマが生息する地域においてもクマを保護する義務があること、錯誤捕獲等の際には放獣義務があることを本文中に明記する必要がある。	分布拡大に伴い、新たに、あるいは再び恒常的な生息地となる可能性が高い地域において、今後どのような保護・管理方針とするかは、都道府県が関係市町村等と協議の上決定することとしている（16ページ）。錯誤捕獲が発生した際は放獣どの都道府県であっても放獣する必要がある。錯誤捕獲の対応については31ページ27～28行目に「…併せて、錯誤捕獲が発生した場合は、原則その場で放獣するため、放獣体制の整備が必要となる。」こと、錯誤捕獲個体の捕殺については備考に法的手続きが必要であることを追記。	パブコメ
9	2	14	「分布の拡大」ではなく、流動的な移動であると考えられるため、「分布の流動的な拡大、移動が推定させる」に変更が必要である。	日本クマネットワーク（2014）の調査において、大量出沒年に限らず平常年においても分布の拡大が認められたため、原案のままとする。	パブコメ
10	2	14	分布が拡大したのではなく、人間の生活圏周辺に分布域を移動させ、奥山ではクマの生息数が減少しているドーナツ化現象の可能性があるため、「分布の拡大または移動が考えられる」に修正すべきである。	2003年以降、全国的な分布調査が実施されていないため、奥山の生息状況は不明である。分布の最前線が拡大したことは日本クマネットワーク（2014）で明らかとなっているため、2ページ15行目を「…、全国的に分布の【最前線が】拡大【したことが】認められた。」と修文。ドーナツ化現象が懸念されるため、ゾーニング管理の項の中で、コア生息地においてクマ類の地域個体群を保全する必要があることを示している。	パブコメ

意見No.	頁	行	意見	回答	パブコメ/ 学会
11	4	10	「加えて2004年に、本州では秋の山の実りが消えるというこれまでありえなかった異常事態が広い地域で発生し、2006年、2010年とこれまで3回の同様の記録があり、そのたびにツキノワグマの大量出没が発生した。」と記述すべき。	地域により異なるが、2004、2006、2010、2012、2014年に大量出没が発生し、数年に一度の頻度であると言えることから原案のままとする。また、山の実りが全くなかったという全国的な記録はなく、大量出没との因果関係も明白ではないため、原案のままの表現とする。	パブコメ
12	4	1	捕獲について、捕殺か非捕殺が分かるように記載すべきである。	捕殺、非捕殺を含めた捕獲数を示しているため、捕獲動向としている。図I-2、図I-3のタイトルに「(捕殺数及び非捕殺数の合計値)」を追記	パブコメ
13	4	26-27	「人里での目撃、捕獲、人身事故等が多発する状況を示す」→捕獲はクマの情報の増加に伴う結果なので、「人里での目撃、人身事故等が多発する状況を示す」とすべき。	「人里での目撃、人身事故等が多発する状況を示す」と修文	学会
14	5	1	ヒグマの被害防止目的の捕獲数が年々増加している点を、ヒグマの捕獲動向の問題点として取り上げるべきである。	4ページ8～9行目で記載済みであるため、原案のままとする。	学会
15	7	9	森林被害ではなく、林業被害と記載すべきである。	7ページ10行目「クマ類による【林業被害】は…」、8ページ図I-8「クマ類による【林業】被害面積の推移」と修文	パブコメ・ 学会
16	7	9	林業被害において、シカの角研ぎ跡とクマ剥ぎとの明確な区別はできているのか。	農林水産省の収集しているデータのため、林業被害現場において林業者が明確にシカとクマの被害が区別しているかは不明である。	パブコメ
17	7	2	「農林業への被害」→「農林水産業への被害(面積、量、金額)」とすべき。	「農林水産業への被害(面積、量、金額)」と修文	学会
18	7	5	「1)農林業被害」→「1)農林水産業被害」とすべき。以下ガイドライン全体を通じて同様。	水産被害について示せるデータがないため、項目は「1)農林業被害」のままとする。	学会
19	7	9	どのような林業被害(主に樹皮はぎ)をもたらしているのか具体的に書いた方が良い。	7ページ10～11行目「クマ類による【林業被害】は【…は主に人工林において壮樹林の樹皮を歯や爪で剥ぐ「クマ剥ぎ」である。】」と修文	学会
20	7	9	ニホンジカによる被害が全体のどの程度を占めているか、具体的な数値が入っているほうが良い。	7ページ11～12行目を「…被害面積の割合は野生動物全体の1割程度で【り、被害面積の8割を占める】ニホンジカに次いで多い。」と修文	学会
21	8	12	「人身事故」→「人身被害」とすべき。以下、ガイドライン全体を通じて同様。	図I-9、10は人身事故件数についてのデータのため、データについての考察は「人身事故」のままとするが、それ以外については「人身被害」と修文	学会
22	8	13	農林水産業被害には、ここで記載されているような地方による発生の傾向はないか? あれば追記すべき。	農林水産省の示しているデータでは、クマ類について都道府県別の被害状況の記載がないため原案のままとする。	学会
23	8	19	いつからが対象になるかによるが、昭和30年代、40年代には5件を上回る事故が発生しており、記述を工夫する必要がある。「2000年以降・・・」のようにするか、「記録のある1962(昭和37)年以降は10件に満たない」などとすべき。	「ヒグマによる人身事故件数は少なく、【記録のある1962(昭和37)年以降は10件に満たない】。」と修文	学会
24	10	13	「全国的に多くの野生動物の生息域が拡大」とあるが、山奥から動物が消え人里周辺に降りてきているという場所も多くあるので、一概には言えない。	2014年に実施したニホンジカ、イノシシの分布調査では、1978年と比較してニホンジカは約2.5倍、イノシシは約1.7倍に分布域が拡大していたことが明らかとなっている(株式会社野生動物保護管理事務所、2015)。	パブコメ
25	10	7	「近年のクマ類を取り巻く自然環境の変化、人間の社会状況の変化に伴い、クマ類の生息動向の変化がみられるようになり、…以下の課題が生じており」	10ページ7～8行目、「近年の【クマ類を取り巻く自然環境の変化、人間の社会状況の変化、それらに伴うクマ類の生息動向の変化がみられる中で】、クマ類の保護・管理…」と修文	パブコメ

意見No.	頁	行	意見	回答	パブコメ/ 学会
26	10	17	ゾーニング計画を特定計画に取り入れている都道府県の具体名を示してほしい。	次期特定計画が策定された時点で、状況の整理を行いたい。	パブコメ
27	10	31	「戦後の拡大造林政策によってもたらされたニホンジカによる自然植生の衰退は…」と修正すべきである。	ニホンジカの過採食がクマ類へ与える影響について課題として挙げている部分であることから、ニホンジカが増加した原因まで言及することは避ける。	パブコメ
28	10	37	「錯誤捕獲の増加が懸念」→「錯誤捕獲が増大し」と修正すべきである。	11ページ1行目「…錯誤捕獲【が増加していることから】、…」と修文	パブコメ
29	10	17	本来クマが生息する地域は人工林により棲める場所がなくなり、人里へ下りてきてることを明記し、放置人工林の環境を改善していくべきである。	ゾーニング管理の推進の項で、コア生息地においてクマ類の地域個体群を保全する必要があること（生息環境管理、生物多様性保全等の必要性）を示している。	パブコメ
30	10	7	植え過ぎた人工林や、クマ類を取り巻く自然環境の変化・人間の社会状況の変化があって、クマ類の生息動向の変化が生じている。よってこの部分は、それぞれの中身も具体的に入れて、「植え過ぎた人工林や、近年のナラ枯れ、ブナのシイナ率の高まり、下層植生の消滅などクマ類を取り巻く自然環境の変化、過疎化・高齢化による地元の被害防除力の低下など人間の社会状況の変化に伴い、クマ類の生息動向の変化がみられるようになり」と、原因と結果が国民にわかるように書き直すべきである。	10ページ7～8行目、「近年の【クマ類を取り巻く自然環境の変化、人間の社会状況の変化、それらに伴うクマ類の生息動向の変化がみられる中で】、クマ類の保護・管理…」と修文。具体的な内容については、10ページ12行目以降の内容とする。	パブコメ
31	10	11	東日本大震災後初のガイドラインの改訂となるため、その影響に言及すべきである。特に、クマ類では福島第一原子力発電所事故によって一部の県で国の食肉基準値を上回る放射性核種濃度が検出されていることに言及すべきである。	11ページ9～11行目、「東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により、放射線のツキノワグマへの影響が懸念される <sup>※6</sup> 。」及び注釈（※6）として「平成29年2月1日現在 福島県（クマの生息範囲内）、岩手県全域、宮城県全域、山形県全域（ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く）、群馬県全域、新潟県全域（佐渡市及び粟島浦村を除く）においてクマの肉の出荷制限が行われている。（原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限）」を追記	学会
32	10	21	「数年に一度の頻度で…」→「ツキノワグマでは数年に一度の頻度で…」とすべき。	修文	学会
33	10	23	「個体群や問題度※5の高い個体（問題個体）の動向を把握するモニタリングの方法は…」→「個体群や、軋轢の程度を指数化して、その動向を把握するモニタリングの方法は…」と修正すべき。このように修正した場合は問題度の説明（※5）も不要となる。	「地域個体群や軋轢の程度を指数化して、その動向を把握するモニタリング…」と修文	学会
34	10	26	「捕獲上限割合を経年的超過している」は、「年あたりの捕獲上限数を連続して超過している」の意味か。多くの県では頭数で捕獲上限が示されているが、「上限割合」と表記する意図は何か？	「設定した年間の捕獲上限頭数を複数年連続して超過している…」と修文	学会
35	10	28-29	「甚大な人身事故を発生させる可能性があることから」→「潜在的な人身被害の恐れから」／「捕獲個体の取り扱い」→「生け捕りした個体の取り扱い」とすべき。	「クマ類は潜在的に人身被害を発生させる恐れがあることから、…」 「生け捕りした個体の…」と修文	学会
36	10	37	「体制整備」とは、放獣体制の整備か？より具体的に記述すべきであり、捕獲技術の検討についても触れるべき。／体制整備が不十分である」→「体制整備を図る必要がある」とすべき。	「…放獣体制の整備を図る必要がある。」と修文	学会
37	10-11	11-12	クマ類の保護・管理を進めるうえでの課題として、科学的管理に必要な地域個体群に関するモニタリング（とそれを支える組織や予算措置）が不十分な地域が多く存在することを記述しておく必要がある。	箇条書き5つ目（10ページ23～26行目）の文章について意見を踏まえて、「地域個体群や軋轢の程度を指数化して、その動向を把握するモニタリングの方法は確立されつつあるが、実施体制や予算の状況から十分にモニタリング調査が実施されていない地域が多く存在する、また目的に合ったモニタリング方法が実施されていないなどの問題がある。」と修文	学会

意見No.	頁	行	意見	回答	パブコメ/ 学会
38	10 12 13 24	16-17 4-5 25-27 8-14	山と里が入り組んでいる場合があることや、クマの移動能力等を考慮すると、ゾーニングによる「棲み分け」は常に実現できる訳ではない。「棲み分け」だけを目的とするのではなく、状況に応じて、クマ類の保護と人間活動を同所的に両立する選択肢も必要である。	ゾーニングは地域の実情に合わせて設定することとしており、36ページ2～4行目にはクマの生息地と排除地域が明確に分けられないこともあることを記述している。緩衝帯はクマ類の保護と人間活動を同所的に両立する場所になりうるため、12ページ27～28ページを「『クマ類を保護する地域』と、人間との軋轢を軽減するため『人間の活動を優先する地域』、その間の『緩衝地帯』を地域の実情に合わせて設定し、…」と修文。	学会
39	10, 14	16- 18, 1- 16	ゾーニング管理について、「順応的管理」の定義を明確にする必要がある。	12ページ22～25行目、「PDCAサイクルに基づく順応的管理」の必要性を示し、注釈（※6）でPDCAサイクルの開設を明記している。	パブコメ
40	10, 25	26- 27, 7- 12	捕獲上限数を経年的に超過している地域については、何か対策をとるべきである。	特定計画の計画期間は3から5年としており、特定計画の改定時に行う個体群のモニタリングの結果を元に評価を行い、順応的な対応を行うこととしています。	パブコメ
41	10, 31	31- 32, 19- 24	ニホンジカの増加とクマ類の生息数との関係は調査すべきである。	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。	パブコメ
42	10- 11, 31	33- 4, 25- 27	錯誤捕獲については、防止に努め、万が一発生した場合は速やかに放獣する必要であることを周知すべきである。	32ページ5～8行目、「捕獲と並行して錯誤捕獲を防止するための【手法の検討（わなの設置地点の選定や設置方法、誘引餌の種類等）及び】普及啓発が【重要です。】」と修文し、錯誤捕獲の対応について示した「クマ類の保護管理に関するレポート（平成26年度版）」を参照のこととした。また、注釈（※18）に「錯誤捕獲個体の捕獲または殺傷に際しては、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を得なければならないことに留意すること。」を追記	パブコメ
43	10- 11, 31	33- 4, 25- 27	錯誤捕獲の現状把握がなされていないため、情報を収集する体制を整備すべきである。	平成28年10月に策定した基本指針において、国及び都道府県は、錯誤捕獲の現状を科学的に把握と対策に関する記述を行っており、今後も情報収集に努め、対処を進めてまいります。	パブコメ
44	11	1	有害捕獲の際に山林に放置されたニホンジカの死体にクマが餌付くことも問題である。	捕獲個体の放置については、捕獲物の処置について、法令上適切に行われるよう指導に努めます。	パブコメ
45	11	6	分布が縮小している地域を銘記すべきである。	11ページ6～7行目、「…、【四国地域個体群のように個体数が減少し、分布域が限定され】ている地域個体群もある。」と修文	パブコメ
46	11	1-4	「わなで捕獲されたニホンジカに餌付いて」は、くくりわなを念頭に置いた記載と思われるが、箱わなにも言及すべきである。	「さらに、【箱】わな【やくくりわな】で捕獲された…」と修文	学会
47	11	6-7	「取り組みが不十分な状況である」→「取り組みが必要である」とすべきである。	「…保全に向けて積極的な取り組みが必要である。」と修文	学会
48	11	11	鳥獣保護管理法が「生息数」の観点から策定されており、個体数管理よりも個体管理に重点を置くべきクマ類にはなじまないことに触れるべきである。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。 クマ類の保護管理においては、数や生息域の管理のみでの対応にそぐわない面があることは認識しており、課題として記述しています。	学会
49	12	3-4	「人間の社会的背景」→「人間社会」とすべきである。	「…人間社会が変化…」と修文	学会
50	12	8	「実行していくこと」→「都道府県が推進、実施できるようにすること」とすべきである。	「…【これらをさらに】【都道府県が推進、実施できるようにする】ことを…」と修文	学会
51	13	13	「無計画な捕獲を行うことは、地域個体群の著しい衰退につながる恐れがある」としているが、現状として実効性がない計画が存在するため、改善策を検討する必要がある。	特定計画の計画期間は3から5年としており、改定ごとに見直しを行うこととしています。	パブコメ

意見No.	頁	行	意見	回答	パブコメ/ 学会
52	13	9	「生息数が回復・増加」とあるが、生息数は都道府県により調査方法が異なり、方法も確立されていないことから、生息数が増加したかは不明である。また、奥山の生息環境が悪化し人間活動域周辺に出てきているため増えたように見える可能性がある。	全国的な評価ではなく、各県が行った生息数調査等の結果とそれを基にした各県の特定期間に対する評価を述べている部分であるため、原案のままとする。	パブコメ
53	13	11-14	この段落全体を通して順接、逆説が入り交じって記述されており大変読みづらいため、整理が必要である。	「2000（平成12）年以降は、全国的に人間活動域への出没や数年に一度の頻度でツキノワグマの大量出没が発生しており、人身被害の発生についても懸念されているなど、人間との軋轢が増加しつつある。一方で、軋轢軽減のために無計画な捕獲を行うことは、地域個体群の著しい衰退につながる恐れがある。」と修文	学会
54	13	18-30	「2. クマ類の保護・管理の基本的な考え方」の内容について、順応的管理の説明の後に保護・管理の具体的なポイント（個体群管理、生息環境管理、出没抑制・被害防除対策）を列挙した上で、具体的に取り組みを進めていくのに必要な考え方としてゾーニングがある旨を説明すべきである。	12ページ25～26行目、「【計画の目標を達成するための施策として、クマ類の特性を踏まえた生息環境管理、個体群管理、被害防除対策を実施していくことが重要となる。】クマ類の保護・管理における目的を達成するためには、健全な個体群の維持を担保するため『クマ類を保護する地域』と、人間との軋轢を軽減するため『人間の活動を優先する地域』、その間の『緩衝地帯』を地域の実情に合わせてを設定し、棲み分けを図【り各ゾーンにおける適切な対策（生息環境管理、個体群管理、被害防除対策、普及啓発等を実施する）ゾーニング管理が重要である。】と修文	学会
55	14	9	広域的なという言葉は13ページ29行目で使われているが、扱っているスケールが異なるため「広域的なスケール（都道府県レベル）」→「都道府県レベルのスケール」とすべきである。	35ページ17行目「2）広域的（都道府県レベル）なゾーニング」に修文	学会
56	14 17 18	5-6 2-3, 14 6	「地域個体群」と「保護管理ユニット」の関係が不明確でわかりにくい。17ページ8行目以降の記述をわかりやすく修文し、それぞれを図などで具体的に示すべきである。また両者が混同して使われているため整理すべきである。	保護管理ユニット・監視区域については、参考資料として地図を掲載する。地域個体群については、現在研究中であることから今後情報収集に努める。	学会
57	15		個々の市町村で取り組むのではなく、隣接市町村が連携して取り組むべきである。学校教育での普及啓発も重要である。	ゾーニング管理等地域横断的な管理を行うことを示しています。普及啓発についてⅢ. 10. (2)に追記しました。	パブコメ
58	15	図II-1	国の役割として挙げている「調査手法に関する研究開発」→「保護管理に資する研究開発」とするのが適切である。	「保護管理に資する研究開発」に修正	学会
59	15	図II-1	人材の確保・育成（管理組織の構築）は広域協議会の役割なのか。現状でこのような枠組みが存在する地域は少なく、具体的に管理を進めるためには、都道府県や複数市町村レベルのスケールに具体的な管理を実施する組織の構築を担わせる必要がある。16ページのPDCAの図II-2では、都道府県が人材育成・確保・配置を担うことになっている。	広域協議会は「人材の確保・育成の【支援】」とし、都道府県の役割として「人材の確保・育成・配置」、「地域（市町村・集落）の支援（対策の実施、人事確保・育成等）」を追記	学会
60	15	図II-1	市町村・集落スケールの「◆個体管理（加害個体の除去）」→「◆個体管理（加害個体の特定と適切な対応）」などの書き方を検討すべきである。	個体管理（加害個体の【特定と適切な対応】）と修正	学会
61	15, 16	図II-1, II-2	国の役割に、自治体が作成した保護管理計画への助言や、計画を遵守できているか監査する役割も持つべきである。PDCAのCheck（評価・検証）やAct（見直し）に、国（環境省）も入るべきである。	特定期間策定に係る技術的助言及び人材育成等の支援を国で行なっています。図II-1、II-2に国の役割について追記	パブコメ
62	16	図II-2	Doにおいてゾーンの設定が市町村の役割となっているが、34ページ及び37ページ図IV-1では広域ゾーニングは都道府県が設定とあるため、記載内容の整合を取る必要がある。	都道府県のゾーニングと市町村・集落レベルでのゾーニングが分かるよう、注釈（※7、8）及び『IV. 1. ゾーニング管理の推進』を参照することを追記。また、13ページ12～15行目に文章としてそれぞれの役割を記載済み	学会

意見No.	頁	行	意見	回答	パブコメ/ 学会
63	18	20-23	安定的な個体群においても成獣の数を指標とすべきである。	捕獲個体の成獣の比率や個体群の動向をモニタリングすることも並行して実施することを推奨しているため、全体の個体数を指標とし保護・管理の目標を設定することは構わないと考えるため、原案のままとする。	パブコメ
64	18	1	個体数水準をもとにした個体群管理について、個体数推定はまだ精度が低く基準とならない。まずは集落周辺の目撃数・出没件数を収集することが重要である。	「III. 6. 現状の整理」の中で、出没情報等について収集・整理すべき項目として追加。	パブコメ
65	18	9	九州では絶滅しているため、地域個体群として扱わないのではないか。	報告書が出された1993年時点では絶滅となっていないためこのままとする。	学会
66	18	11-15	「基本的な考え方として成獣の個体数を指標とする」としているが、「個体数の増減傾向を指標として把握し、捕殺によらない対策を強化することが重要である。」などにすべきである。	保護・管理の目標を設定する際の指標についての記載部分であるため、原案のままとする。対策についてはIII章及びIV章で記載している。	学会
67	18, 19, 21	20-23, 17-21, 1	成獣の個体数と幼獣を含んだ総個体数の取り扱いについては、都道府県に周知を徹底すべきである。	本ガイドラインにて周知を図ります。III. 2. (1)2)の記述に捕獲上限割合、2. (2)の記載事項と合わせて整理して修文します。24ページ35～37行目、「個体数水準に応じ【た捕獲上限割合から】総捕獲数の上限を設定することで、地域個体群の保全を担保する。【個体数水準が低い個体群については、成獣を指標とするため、特に捕獲個体の年齢の情報を含めて収集する必要がある。」と修文	パブコメ
68	18-21		個体数水準において、幼獣を考慮した数値をガイドラインに示すべきでない。ガイドライン（2010）に示されている800頭の基準を、一地域の成獣率を用いて幼獣を含む個体数として算出し1300頭と表記することは避けるべきである。	個体数水準の基準はガイドライン（2010）のまま、成獣の個体数を示すこととする。ただし、安定的な個体群については、地域個体群の年齢構成等のモニタリングを実施した上で全体の個体数を指標として構わないことを記載した。	パブコメ
69	18-21		都府県をまたがる保護管理ユニットを設定するのであれば、環境省が個体数を推定すべきである。	保護管理ユニットは、地域個体群の分布及び保護管理を実施する上での実効性に応じて設定を行っており、必要において見直しを図ります。推定生息数は、各都道府県による調査結果等を参考に示したものであり、今後も、新たな情報収集に努めていきます。	パブコメ
70	18-21		近畿北部と被害中国個体群の個体数水準は「4」ではないか。	平成27年度に「改訂のポイント」とともに示した「参考：保護管理ユニット・監視区域」の評価を参考に設定している。個体数水準の評価方法については表Ⅱ-2の通りです。各都道府県で特定計画を策定検討する際に、この評価方法を参考に各都道府県で評価し設定いただければと思います。	パブコメ
71	18-21		「（2）個体数水準をもとにした個体群管理」の全体を、24ページに「（1）個体群管理」の項と統一すべきである。	II章ではクマ類の保護・管理の基本事項を説明しており、III章では特定計画の作成と実施の事項であるため、原案のままとする。	学会
72	19	10-16	各行政ごとに算出方法が異なる推定生息数を、一概に集計・比較することはできないだろう。ここで示されているツキノワグマ・ヒグマの自然増加率は過大評価されている可能性がある。	今回示した自然増加率は、全国の捕獲データを用いて算出したもので各行政ごとに算出したものを集計したものではない（平成22年度に実施された自然環境保全基礎調査より引用）。ただ、捕獲数のみを基にしており、算出された自然増加率は幅が広いことから、中央値と共に90%信用区間を示している。捕獲上限割合は個体数や捕獲数の変動をモニタリングし、個体数が減少に転じた場合には捕獲上限割合を下げることで、注意を促している。	パブコメ
73	19	10-16	この自然増加率はシカの値よりも高く、過大推定であり、ここから捕獲上限割合を設定することは過剰捕獲につながる。また、当該調査で求めているのは幼獣を含んだ総個体数であり、成獣数ではない。成獣の生息数の伸び率から捕獲上限を求めなければならない。	算出された自然増加率は幅が広いことから、中央値と共に90%信用区間を示している。過大評価であることを考慮し、自然増加率の中央値よりも捕獲上限割合は低く提案している。捕獲上限割合は個体数や捕獲数の変動をモニタリングし、個体数が減少に転じた場合には捕獲上限割合を下げることで、注意を促している。また、個体群全体の増加分（自然増加率）をもとに捕獲上限割合を求めることは間違いではないため原案のままとする。	パブコメ
74	19	11	自然増加率ではなく自然増減率とすべきである。	自然増加率が1を下回った場合は、減少していることを示すため、原案のままとする。個体数が減少に転じた場合については、個体群の状況に応じて対応し、必ずしも捕獲禁止とはならないだろう。	パブコメ

意見No.	頁	行	意見	回答	パブコメ/ 学会
75	19	7	分布域の縮小を図ることについて、過去の分布や被害状況、ゾーニング管理との整合性、及び専門家の意見等を参考に縮小させる場所を検討する旨を記入すべきである。また、今後分布拡大とそれに伴う被害の拡大が続くようであれば、分布域縮小に関する項目（手法等）を次回のガイドライン改訂の際に設けるべきである。	「…分布域の縮小を図る。【分布域を縮小させる際には、クマ類の過去の分布状況や現在の個体数、分布等の生息状況、被害状況をもとに専門家等から助言を受け、ゾーニング管理の方針のもと縮小させる場所を検討する必要がある。分布を縮小させる方法については、今後十分な研究が望まれる。】」と修文	学会
76	19	13-14	野生動物の個体数推定は過小評価することが多いのではないかと。	推定幅が広いこと、過大評価・過小評価の両方の可能性が考えられる。しかし、クマ類は捕獲に対して脆弱であることが指摘されており、過大評価である可能性も考慮する必要があると考え記載をした。	学会
77	19	15-16	捕獲数を上乗せできるとすれば、目標は「分布域の縮小の場合」ではなく「（出沒対応などが困難なほどに生息数が増えた場合？）生息数を適正頭数に誘導する場合」などとなるのではないかと。もしくは、16行目「～も可能とする」の後に括弧書きなどで「ただし、捕獲を行う地域に配慮する」などの注意書きが必要である。	「ただし、【分布域が拡大しており人間とクマ類の軋轢が顕著である】場合は、…」と修文	学会
78	19.21	17-21、1	第2種保護管理計画においては総個体数を基準とすることも認めているが、これは本案の趣旨を逸脱する行為を助長し、過度の捕獲を招く恐れがあるため削除すべきである。	個体数や捕獲数の変動をモニタリングし、個体数が減少に転じた場合は捕獲上限割合を下げる等の対応をすることを記載しているため（18ページ26～28行目）、過度な捕獲が行われることはないと考えられるため、原案のままとする。	パブコメ
79	19.21	17-21、1	生息域の減少を目標とすることは鳥獣保護管理法の趣旨に抵触するのではないかと。	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」において、鳥獣の管理とはその生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることとしている。	パブコメ
80	20	表II-1	「監視区域・紀伊北部」について監視区域の基準が不明瞭である。	16ページ21行目に「…再び恒常的な生息地となる【可能性が高い】地域について…」と修文。また、23行目に「例示」であることは記載済み。	学会
81	21	表II-2	個体数水準と捕獲上限割合について、都道府県に周知徹底すべきである。	本ガイドラインにて周知を図ります。16ページ32～34行目、「以下で示す個体数水準の基準となる個体数や捕獲上限割合は目安であり、各地域でモニタリングを行い個体群の状況や動向に即した基準を設ける必要がある。」を追記	パブコメ
82	21	表II-2	「保護・管理の目標」において「捕獲」と「捕殺」を使い分けるのであれば、「1（危機的領域個体群）」の「個体数」のボックス3行目の「捕獲数を」と「捕殺数を」とすべきである。また、同ボックス2行目「緊急避難的な捕獲の場合」という条件では非捕殺的対応は「放獣」に限られるため、「放獣することによって捕殺数を最小限に～」または、前段の表現を「緊急の場合は」とし「捕獲数を」「捕殺数」と同義に扱うことも可能と思う（この場合、後段はそのまま）。	「緊急の場合は、捕獲数を最小限に…」と修文	学会
83	21	表II-2	「4（安定存続領域個体群）」の「個体数」のボックス1～2行目の「適正個体群」の定義を示すべきである。	個体数の欄のため「適正個体数」に修正。安定的な地域個体群を維持しつつ、人間との軋轢を許容できる範囲の個体数を示しており、計画の目標（地域の状況）により適正の定義は異なる。	学会
84	22	2-5	「地域個体群の状況あるいは計画の目的に合わせ、項目は適宜追加するとよい。」と記載されているが、本案の趣旨を逸脱し、保護の観点から後退した追加事項は無効であることを明記する必要がある。	特定計画の記載事項については、鳥獣保護管理法、施行規則、基本指針にその他事項を定めることを認めています。	パブコメ
85	22	25-28	「鳥獣保護管理法第14条に規定する第二種特定鳥獣にかかる特例」について都道府県知事が権限を濫用できないように特例事項を限定する必要がある。特に、春グマ駆除と称して恒常的にこのような行為を行っている法規を逸脱した自治体がある。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。春グマを評価する上での十分な知見がないことから、今後とも情報収集に努めます。	パブコメ

意見No.	頁	行	意見	回答	パブコメ/ 学会
86	22	9	第一種保護計画と第二種管理計画の具体的な基準を明確に示すべきである。	専門家からの助言を受け検討した結果、第一種保護計画と第二種管理計画の基準を具体的に示すことは難しいことから、「個体数水準を基に判断をすること」という表現にとどめた。	学会
87	22	9	第一種保護計画と第二種管理計画について、生息数だけで単純に保護と管理に明確に分けることはできないので、	ご意見は今後の参考とさせていただきます。 クマ類の保護管理においては、数や生息域の管理のみでの対応にそぐわない面もあることは認識しており、課題として記述しています。	パブコメ
88	22 24 25	16, 18, 19, 21, 23	「保護管理ユニット」→「地域個体群」に置換するべきではないか。	個体数水準は保護管理ユニットごとに決定しているため、原案ままとする。	学会
89	23	図Ⅲ-1	環境省は各都道府県がガイドラインの内容を十分理解できるよう助言・指導すべきである。	特定計画策定は都道府県によるものです。特定計画策定に係る技術的助言を行うとともに、特定計画策定に係る人材育成等の支援について、今後とも国で行なっていきます。	パブコメ
90	23	図Ⅲ-1	広域協議会でのモニタリングや意思決定が前提となっているが、現状でそのような組織がない場合には最初の段階で前に進まなくなる。広域連携は理想だが、ガイドラインの実効性を担保するためには、現状に即した流れを示す必要がある。	21ページ6～11行目、「保護管理ユニットに関係する都道府県による広域協議会が主体となり、地域個体群のモニタリングを行い保護管理ユニットの保護・管理方針を明確化することが望ましい。しかし、そのような体制が不十分な場合には、隣接する都道府県で地域個体群に関する情報交換を行い、都道府県ごとに専門家や科学委員会からの助言や指導を受け、関係行政機関や関係団体、地域住民と合意形成を図りながら特定計画の策定を行う。」と追記。	学会
91	24	28-29	「長期にわたる個体群の安定的な存続を確保するために、捕獲数の管理を行う必要がある」と書いてあるが、ここでは生息地の管理、復元を行うとした方が良い。	「2. 計画策定の目的及び背景（基本的な考え方）」の序文には、クマ類の保護・管理においては、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等を実施すべきと記載している。指摘箇所は「（1）個体群管理」の項であるため、原案のままとする。	パブコメ
92	24	32-38	警察と連携し、無秩序な山菜採りは規制すべきである。	森林窃盗罪の判断及び取締りにかかることについては、管轄機関に委ねたいと思います。 森林レクリエーション活動者とクマ類との軋轢については、クマ類の生息地における立入り者の心得について普及啓発が重要であることからⅢ.10.(2)に、普及啓発の項目を追記いたします。	パブコメ
93	24	1	クマ類を捕獲することで生計を立てている人はほとんどいないため、生物資源の持続的利用の一環と考えるのはおかしい。	生物資源の文言は外します。ただし、狩猟鳥獣であること、またクマ類の個体の存在から得られる価値（例えば、海岸に出て来るヒグマを船上から観察する観光等）もあることから持続的利用の表現は残します。	パブコメ
94	24	23	コア生息地に人が入山する場合は十分な注意喚起をすべきである。	コア生息地においても、人によるレクリエーションの場として利用されている場所があります。クマ類の生息地における立入り者の心得について普及啓発が重要であることからⅢ.10.(2)に、普及啓発の項目を追記いたします。	パブコメ
95	24	7	「生息地への人間の不用意な立ち入り」一問題点を明確にするため、「クマによる被害を回避するための予防策をとらない不用意な人間の生息地への立ち入り」とすべきである。	「…、【人間がクマ類による被害を回避するための予防策をとらず不用意に】生息地へ立ち入【るもの】、…」と修文	学会
96	24	21	「対策にフィードバックすること」の意味が取れない。「狩猟による捕獲の規制など」と「適切な捕獲数管理」の具体的内容を述べるべきである。	「…、【捕獲数が捕獲上限数を超えた場合は狩猟による捕獲の規制や捕獲個体の非捕殺的対応の実施等の】対策にフィードバック…」と修文	学会
97	25	6-19	捕獲上限数を設定し、それを守ることを徹底すべきである。	捕獲上限割合は、個体群管理を行う際に設定する目安です。特定計画の改定時に行う個体群のモニタリングの結果を元に評価を行い順応的な対応を行うこととしています。16ページ32～34行目、「以下で示す個体数水準の基準となる個体数や捕獲上限割合は目安であり、各地域でモニタリングを行い個体群の状況や動向に即した基準を設ける必要がある。」を追記	パブコメ



意見No.	頁	行	意見	回答	パブコメ/ 学会
98	25	21	生息環境管理が最も重要であるため、生息環境管理を初めに記載すべきである。	生息環境管理、個体群管理、出没抑制・被害防除対策の順に修正	パブコメ
99	25	1-3	問題個体を特定しただけでは不十分であり、管理対応も含めた体制構築が必要であるため、本段落全体を「問題個体を適切に管理するためには、問題個体の判断基準を設定すると共に、問題個体の特定と判断に基づく管理対応を実施する体制を構築する必要がある」とすべきである。	「問題個体を【適切に管理】するためには、問題【個体】の判断基準を設定【すると共に】、問題個体の特定を行うための情報収集【体制や問題個体の特定及び問題レベルに応じた管理を】実施【する】体制を構築【する必要】がある。」と修文	学会
100	25	7-14	性別の捕獲数管理は個体群管理の基本であるため、その必要性を記載すべきである。また、実効性を担保するため、捕獲数が上限値を超えないようにするための具体策の事例を記載すべきである。	25ページ5～7行目、「特にメスの捕獲数は地域個体群の動向に大きく影響することから、捕獲個体の性別の情報を集め、総捕獲数管理に反映させる必要がある <sup>※15</sup> 。」を追記し、注釈(※15)として、北海道ヒグマ保護管理計画においてメスの年間捕獲上限数を定めていることを記載した。捕獲上限数を超えないようにするための具体策については、25ページ2～3行目、「捕獲上限数を上回った場合は、狩猟の自粛等の捕獲の抑制や捕獲個体の放獣を検討する必要がある。」を追記	学会
101	25	図111-2	複数年総捕獲数管理の例②では、自然増加率を考慮すべきである。	自然増加率を考慮し、例②を修正	学会
102	25-26	21-8	コア生息地の環境管理において、人工林率を下げる必要がある。	生息環境整備における目標設定は、各々の地域の実情に応じて各都道府県により設定されるものであること、人工林においても生息環境の整備を行うことができることから、本ガイドラインにおいては人工林比率といった単一の指標にかかる目標数値の提示は行いません。	パブコメ
103	26	35-37	生息地（地域個体群等）は都府県の境界を越えて分布している場合は「関係都府県や市町村で広域的に保護管理を行う。」と明記すべきである。	広域的に保護・管理を行うことが望ましいが、現状で実施できる体制にない地域もあることから、原案のままとする。	パブコメ
104	26	10-14	「と並行して、農作物や放置果樹、家庭ゴミ等の誘引物を適切に管理・除去する必要がある。」→誘引物がなくても人間の活動エリア周辺に出没するクマはいることから、防除対策以外に積極的な対策について触れた方が良いことから、「と並行して、農作物や放置果樹、家庭ゴミ等の誘引物を適切に管理・除去する必要がある。さらには、銃器等を用いた追い払いや狩猟によってクマに一定の緊張感を与えることも有効である。」とすべきである。	狩猟を実施しない地域もあるため、26ページ5～6行目「さらには、銃器や犬を用いた追い払いにより、クマ類に一定の緊張感を与えることも有効である。」を追記。	学会
105	27	5-8	都道府県内に複数の保護管理ユニットが存在する場合の方針について都道府県に周知徹底を図られたい。	Ⅲ.1に同一都道府県に複数の保護管理ユニットが存在する場合について記載をしています。本ガイドラインを通じ、都道府県への周知を行います。	パブコメ
106	27	1-	広域協議会がモニタリングや意思決定を主体的に行うような状況は、（国の主導がない限り）現状で困難な場合が多い。記述内容の実効性を担保するため、広域協議会はあくまで合意形成の場とするのが現実的である。	「…協議・調整を行う際は保護管理ユニットを基本と【する。】同じ保護管理ユニットに含まれる隣接都府県（北海道の場合は隣接市町村や（総合）振興局など）で共同し（広域協議会など）、保護管理ユニットのモニタリングの実施とそれにより得られた保護管理ユニットの生息状況や社会的状況に基づく共通の保護・管理方針を設定することが【可能である場合は、】その保護管理ユニットごとに…」と修文	学会
107	27	22-28	分布拡大地域または監視区域における保護管理の方針決定について、個体群や農作物被害などの状況のモニタリングを適切に行う旨をこの段落に追記すべきである。また、表111-3については優先的に対応したい事項に応じてモニタリング項目を取捨選択すれば良いため、表111-3の説明の部分に「個体数水準や、被害の大きさなどを考慮して、これらの中から優先順位を決めて収集・整理する」などと記載する必要がある。	「保護・管理の【方針を決定し】目標を達成するためには、クマ類の現状（生息動向、捕獲動向、生息環境、被害状況および従来講じてきた被害防止に係る対策についてさらに取り組むべき課題等）について【適切に】把握・分析し、課題を抽出する必要がある（表111-3）。【その際、対象地域の個体群の状況や被害の大きさ等を考慮し、優先順位を決めて収集・整理する項目を選択する。】」と修文	学会

意見No.	頁	行	意見	回答	パブコメ/ 学会
108	28	表Ⅲ-3	表中の生息環境→植生→「検討すべき項目」について、スギ・ヒノキ人工林を減少させることも検討課題に入れるべきである。	検討すべき項目（課題）について、「クマ類の生息に重要な森林植生の現状と【改善点】」に修文。	パブコメ
109	28	表Ⅲ-3	錯誤捕獲の防止として、クマ生息地ヘシカやイノシシの箱わなを設置しないこと、誘引物に米ぬかを使用しないことを銘記すべきである。	32ページ5～8行目、「捕獲と並行して錯誤捕獲を防止するための【手法の検討（わなの設置地点の選定や設置方法、誘引餌の種類等）及び】普及啓発が【重要です。】」と修文し、錯誤捕獲の対応について示した「クマ類の保護管理に関するレポート（平成26年度版）」を参照のこととした。また、注釈（※18）に「錯誤捕獲個体の捕獲または殺傷に際しては、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を得なければならないことに留意すること。」を追記	パブコメ
110	28		「月別捕獲実績」を「月別捕殺実数」とすべきである。	「月別捕獲【数】」に修文	パブコメ
111	28	表III-3	数だけでは学習放獣の効果検証はできないことから、「移動放獣、現地放獣の数」→「移動放獣、現地放獣の数と再捕獲情報及び移動情報」とすべきである。	学習放獣の欄を、「移動放獣【数】、現地放獣【数】、【再捕獲情報】、【移動情報】」と修正	学会
112	29	表III-3	「被害発生状況」では、水産被害や器物の破損など農林業被害以外の物理的被害について記述すべきである。また、出没（目撃や痕跡の発見）など心理的被害に関する情報も合わせて整理しておくことが必要である（多くの場合、被害は出没情報と共に収集される）。	被害発生状況について、農林【水産】業被害と修正。また、【その他】の欄を追加し、収集・整理すべき項目として【出没情報（目撃、痕跡等）、器物破損等の情報】、検討すべき項目として【住民への注意喚起・適切な情報提供】を記載。	学会
113	29	表III-3	被害管理は重要であるため、収集すべき情報を具体的に記述する必要がある。「被害対策状況」の項目を追加し、誘引物管理状況や電気柵設置状況などを具体的に記すべきである。	被害対策状況の項目を追加し、収集・整理すべき項目として【誘引物の管理状況、電気柵の設置状況、環境整備状況】、検討すべき項目として【適切な被害防除技術の普及】を記載。	学会
114	29	表III-3	「植生」の「検討すべき項目（課題）」で「クマ類の～課題」が何を意味しているのかわからない。	「クマ類の分布域【や連続性に関する】課題」と修文	学会
115	30	1-13	「推定生息数を計算する際は、目撃数や捕獲数などの一つのデータや情報に偏らず、狩猟者や住民の意識調査、生息地の植生環境の状況などデータをみて総合的に計算する」というような内容を入れるべきである。	個体数の推定については、「IV.3. モニタリング及び施策へのフィードバック」の項で記載している。表IV-10の「総捕獲数の管理」において実施施策の把握のために収集する項目として「個体数の指標となるデータ」を追記。	パブコメ
116	30	24	人間活動を優先する地域の周辺において、狩猟・個体数調整により出没の抑制を図ることに加えて、「保護捕獲して山奥へ放獣」することも記述すべきである。	捕獲後に放獣することも含めるため、30ページ27～28行目を「狩猟・【許可捕獲】により出没の抑制を図ることも必要となる。ただし、【許可捕獲のうち】個体数調整目的の許可捕獲は、…」と修文	パブコメ
117	30	31	問題個体の定義を明確にすべきである。	23ページに問題個体の注釈（※13）を追加。	パブコメ
118	30	6-7	「具体的な目標とそれらを評価する指標も同時に設定する必要がある」とあるが、その具体的な内容をガイドラインが示すべきである。	表IV-10に「実施する施策の目的とそれに対する評価指標（例）」を提示している。	学会
119	30	12-13	「クマ類に対する社会的認識などの社会的な指標（住民のクマ類や被害対策に対する意識調査等*12）が必要となる。」は目標設定や評価の指標とならないため削除すべきである。	30ページ4～5行目「施策の実施にあたっては、クマ類に対する社会的認識を理解する必要があることから、住民のクマ類や被害対策に対する意識調査等を行うことが有効である。」を追記。また、被害に対する住民の意識調査は被害対策の評価に重要な指標となるため、指摘部分は削除し、「被害状況については被害量や金額・面積等の経済的な指標や対策の実施状況等に関する指標、【住民の被害に対する意識等に関する指標】、が必要となる。」と修文。	学会

意見No.	頁	行	意見	回答	パブコメ/ 学会
120	30	18-19	「生息環境管理により目標を～捕獲による管理を実施する。実際する際には、」→被害防除・出沒抑制、生息環境管理に並び捕獲も重要な管理オプションであること、ただ捕獲のみに頼ることがないことを述べるため「生息環境管理、さらに捕獲（あるいは個体数調整）による管理を組み合わせると目標を達成することが重要である。捕獲による管理を実施する際には、」とすべきである。	30ページ19～21行目、「…生息環境管理【、さらに捕獲による管理を組み合わせると】目標を達成することが重要である。【ただし、捕獲を】実施する際には、…」と修文	学会
121	30	28-29	加害個体を特定し除去することが理想だが、実際は特定困難なため、努力義務と方針を示す必要があるため「特定の問題個体を排除する必要がある」の後に、「問題個体を特定した捕獲に努める（被害農地から離れたところにワナを設置しない、被害がなくなったら速やかにワナを撤収するなど）」などと追加する。	30ページ31～32行目、「…必要がある。【そのためには、被害農地周辺において捕獲を実施することや、被害が収束した場合に速やかに捕獲を終わらせるなど、問題個体を特定した捕獲に努める。】」と修文	学会
122	30	33	「捕獲従事者からの情報収集システム」についてももう少し内容を具体的に示す必要がある。	情報収集システムそのものに重要性があるものではないことから削除し、クマ類の保護管理のための基礎的な情報を収集することが重要であることから、狩猟者・捕獲従事者から方向を受ける情報と、狩猟者・捕獲従事者からの報告の促進に関する記述をP60に追加。	学会
123	31	15	一部の地域では犬を使ったクマの追い払いを行っていることから、「クマ類の排除をする際に銃器を用いることで」→「クマ類の排除をする際に銃器や犬を用いることで」とすべきである。	「クマ類の排除をする際に銃器【や犬】を用いることで」と修文	学会
124	31	18	この文章の後に林業関係部署との情報共有、連携についても記載すべきである。	31ページ31～32行目、「生息環境管理は、自然環境部局だけでなく農林部局との情報共有や連携した取り組みが必要である。」を追記。	学会
125	31	26	錯誤捕獲の実態が明らかになっておらず、実態を把握し方法の改善につなげる必要があることから、「錯誤捕獲を防止するための普及啓発や～必要となる。」→「捕獲と平行して錯誤捕獲を防止するための手法検討と普及啓発を行い、錯誤捕獲が発生した場合の体制を整備しておくことが必要である。」などとすべきである。	32ページ5～8行目、「捕獲と並行して錯誤捕獲を防止するための【手法の検討（わなの設置地点の選定や設置方法、誘引餌の種類等）及び】普及啓発が【重要です。】」と修文し、錯誤捕獲の対応について示した「クマ類の保護管理に関するレポート（平成26年度版）」を参照のこととした。また、注釈（※18）に「錯誤捕獲個体の捕獲または殺傷に際しては、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を得なければならないことに留意すること。」を追記	学会
126	32	1	「その他保護・管理に必要な事項」で普及啓発について触れておく必要がある。	33ページに（2）普及啓発を追加	学会
127	32	12	鳥獣保護管理員等」について都道府県や地域で保護管理全般を担う人材なのか、後述されているような保護管理活動に必須とされる捕獲技術者（一般狩猟者とは別）なのか、の定義が曖昧である。	33ページ12～13行目、「【計画に基づき、】現場においてきめ細かな対策を実施していくためには、【鳥獣の保護・管理について十分な知識を有した】鳥獣保護管理員等…」、21～22行目の「…育成のため鳥獣保護管理員頭等の専門職員や狩猟者へ…」と修文。26～28行目、「これらの対応を実施するには、都道府県の出先機関や市町村に配置された鳥獣保護管理員頭の専門職員が捕獲技術者を兼ねることが望ましい。」を追記。	学会
128	32	16	「他獣種の対策」については鳥獣部局内の話であるため、他部局との連携と分けて記述する必要がある。	都道府県や市町村の内部においても、他獣種の対策との連携や、鳥獣行政部局だけでなく関係する部局（農林、河川、土木等）との連携や他獣種の対策との連携もが必要となる。	学会
129	32	24	「捕獲技術者を含めた対応機関（組織）」についてどのような組織か全体像が分からない。どのような人材がどのレベルで何を担うのか、それぞれの人材どうしの関係といった事項を明示して説明する必要がある。	資料編に保護・管理を進めていく際に必要な全体としての体制図を示した。	学会

意見No.	頁	行	意見	回答	パブコメ/ 学会
130	33	19-21	市町村担当者に線引きは難しいことから、本段落は「ゾーニング管理を行う際には、過去の出没傾向などからある程度都道府県が案を策定し、市町などと協議する。そのうえで地域住民との合意形成を図るべきである」とすべきである。	都道府県だけでなく、市町村が主体となりゾーニング設定を行う場合もあるため原案のままとする。	学会
131	34-35	17-10	広域スケール、集落レベルでのゾーン設定、ゾーン計画の区分が分かりづらい。	ガイドラインの普及パンフレットで分かりやすく提示することとする。	学会
132	36		緩衝地帯では「山菜等の採取者」が被害に遭うことが多いため、「被害リスク」のボックスに追記した方が良い。	追記	学会
133	36 47	表IV-1. 表IV-6	コア生息地での狩猟可否について整理する必要がある。その上で47ページの表IV-6中について、「緩衝地帯」の捕獲対応部分を「狩猟が可能、個体数調整を実施（第二種特定鳥獣管理計画で計画されている場合）」などとする。	コア生息地はクマ類を保護する地域であり、低山帯であっても鳥獣保護区等に設定し捕獲を禁止することは可能であることから、原則捕獲は行わないこととする。表IV-6「緩衝地帯」における捕獲対応については、「●水準3-4：狩猟や個体数調整【（第二種特定鳥獣管理計画の場合）】を実施」と修文	学会
134	37		「国の支援・助言」に「指導・チェック」を追加すべきである。	自治事務として特定計画の策定主体は都道府県知事であり、国は助言・支援を行う役割となっていることから、図IV-1のとおりとします。	パブコメ
135	37	図IV-1	都道府県の役割として、「同一地域個体群に所属する隣接都道府県との連携」を入れるべきである。	追記	学会
136	37	図IV-2	非常にわかりづらい。計画全体に関するPDCAサイクルの図（Ⅱ-2）はあるとよいが、あえてゾーニングに絞った図は必要か。また、図IV-1（及び図Ⅱ-2）では市町村がゾーンを設定することになっているが、この図では都道府県が広域的なゾーン設定をすることについて記載されている。両図の整合性をとること、広域及び地域のゾーン設定時に両者で調整をとるべきことを明記する必要がある。	ゾーニング管理を実施するにあたり、都道府県と市町村の各役割が重要であり、それぞれにおいてPDCAサイクルが存在するため、図IV-2を示すことは必要と考える。36～37ページにおいて、都道府県が実施する広域的なゾーニングと市町村や集落が行う小スケールでのゾーニングについて示しており、合意形成を図りながら進めて区ことが重要であると記載をしている。	学会
137	38 39	表IV-2 表IV-3	クマ類の生息状況（分布等）のモニタリングもCheckの「現状把握」の項目に入れるべきである。	表IV-2に追記。市町村では、Checkの「情報の集種・提供」欄の「出没状況」を「出没・目撃情報等」に修文	学会
138	40, 41, 4 2		ゾーニング管理をどこまで地域で行うのが不明瞭である。排除地域や防除地域を設定するのであれば、柵を設置するなど明確なラインが見えるようにする必要がある。	ご意見として承ります。クマ類の保護・管理に対して実効性あるゾーニング管理としていけるよう、IV.1.(1)にて、ゾーニング計画の策定に際して、クマ類の保護・管理に携わる関係者間で意見交換する等して合意形成を図り設定を進めて行くことの必要性を記載しています。	パブコメ
139	40-41	図IV-3 図IV-4	ゾーニング計画が特定計画に含まれるものなのか、特定計画とは別の計画であるのか分かりづらいため、ゾーニング計画の対象範囲や用語の整理が必要である。	37ページ26～27行目、「…応じて、【ゾーニング計画を含む】特定計画を改訂していくことが…」と修文	学会
140	40-42	図IV-3 図IV-4 図IV-5	「広域的なゾーニング」について、それぞれのゾーンがどのくらいの規模であるか、クマ類の行動を鑑みて本ガイドラインでも説明しておく方が良い。	地域により規模は異なるため、各地域のゾーニング計画を作成する際に検討、決定することである。	学会
141	40-42	図IV-3 図IV-4 図IV-5	排除地域等でクマが錯誤捕獲された場合の対応を明記すべきである。	32ページに錯誤捕獲が発生した際は原則放獣することを追記した。	学会
142	41	6	コア生息地間の連続性を維持・確保するために、どのように配慮すべきかを記載する必要がある。	37ページ5～7行目、「また、コア生息地が分断される可能性があることから、コア生息地間の連続性を維持、確保できるよう緑の回廊等を設定するなど配慮が必要である。」と追記。	パブコメ

意見No.	頁	行	意見	回答	パブコメ/ 学会
143	41	図IV-4	集落とコア生息地が入り組んだような場合のイメージを示す方が良い。	ガイドラインの普及パンフレットで分かりやすく提示できるよう検討する。	学会
144	43	31	「体制整備」という言葉が各所に出てくるが、個別の案件に対してそれぞれ体制を整備するのではなく、包括的に対応できる組織を構築することが重要である（そのことがわかりにくい）。そのイメージが具体的に理解できるような記述や図があると良い。個々に体制を整備するのではなく、機能的な組織が構築されていることを前提に、様々なケースにおける「対応」を整理しておくことが重要である（32ページに対するコメントとも関連）。	資料編に保護・管理を進めていく際に必要な全体としての体制図を示した。	学会
145	44	13-24	捕獲は排除地域・防除地域に限定することを明記すべきである。	クマ類の地域個体群の維持・保全と、クマ類との軋轢軽減・回避を行う上で、こうした判断が必要となります。その上で、緩衝地帯は狩猟等の人間活動により人間とクマ類の空間的・時間的棲み分けを図る地域であるとしています。	パブコメ
146	44	27	堅果類が凶作だった場合に備えて体制強化の具体案を明記すべきだ。例えば、里山のドングリを食べに来るのを許容するとか、都会の公園で集めたドングリを山に運ぶとか。	ご意見として承ります。 ここで示す対応マニュアルの作成や体制整備については、例えば市街地出没時の対応をあらかじめ関係者間で取り決めておくといった備えを示しており、各々の地域に応じた備え方を調整していただければと思います。なお、市街地出没への対応事例については先進的な事例は保護管理レポート等でこれまでも取り上げて各都道府県等に紹介をしています。 なお、都会の公園で採取したドングリを山に運ぶ案については、野生動物は愛玩動物ではないこと、給餌を行うことは自然のバランスを失わせることにつながりかねないことから、決して行うべき手段ではありません。	パブコメ
147	47	表IV-6	[防除地域の「個体水準に応じた捕獲対応」のボックス]水準3-4に「農林業被害や人身事故が発生している地域に出没した個体は捕獲を実施」とあるが、水準3-4の防除地域では特に加害個体の特定に努める必要はないということか。	コメント225を受けて、30ページ31～32行目で、「…問題個体を排除する必要がある。【そのためには、被害農地周辺において捕獲を実施することや、被害が収束した場合に速やかに捕獲を終わらせるなど、問題個体を特定した捕獲に努める。】」と修正した。	学会
148	47	表IV-6	[防除地域の「個体水準に応じた捕獲対応」のボックス]排除地域の捕獲対応としては、水準1の場合は放獣も選択肢にはいつてくる。捕獲と捕殺の定義を明確にした上で、放獣にも言及すべきである。	水準1の場合の取り扱いについて放獣や生息域外保全の選択を検討できるよう備考欄に追記する。	学会
149	49	IV-8	[「捕獲体制の強化」のボックス]「捕獲檻の増設」→「捕獲が必要となった場合に迅速に対応できる人材の確保及び連絡体制の確認・強化」などとすべきである。	「捕獲が必要となった場合に、迅速に対応できる人材の確保及び連絡体制の確認・強化」に修正	学会
150	50	2-8	生息域における人身事故については基本的に人間側の自己責任とすべきである	クマ類の生息地における立入り者の心得について普及啓発が重要であることからⅢ.10.(2)に、普及啓発の項目を追記いたします。	パブコメ
151	50	6-8	「ただし、…実施する。」→「また、事故発生状況に関する情報収集を行い、加害個体の問題度を見極めることは非常に重要である。意図的に人間を襲う等…実施する。」とすべきである。	52ページ7～8行目、「また、事故発生状況に関する情報収集を行い、加害個体の問題度を見極めることは非常に重要であり、】意図的に…」と修正	学会
152	52	3-15	自然増加率が低いと記述されているが、P.19, Q.10～16に記載されているクマの自然増加率15%の記述と整合性がない。	「自然増加率も低いことから」を削除	パブコメ
153	52, 53, 54	3-15, 2-5&34-38, 2-5	放獣に関しても、複数の自治体をまたいで対応する体制を整備すべきである。	「IV.2.広域的な保護管理」のメリット（放獣の体制を整備しやすい）の部分で記載済みである。 なお、放獣については地域住民からの理解を得ることも重要であることから、Ⅲ.10.(2)にクマ類の保護管理に関する普及啓発の項目を追記いたします。	パブコメ

意見No.	頁	行	意見	回答	パブコメ/ 学会
154	53	24-31	保護管理ユニットごとに生息数を推定し、計画を策定する場合は、各都道府県単位での捕獲上限数の設定は必要ない。	保護管理ユニットの個体数水準に応じた管理を推奨しており、複数の都府県にまたがる保護管理ユニットが設定されている場合においては、個体群管理においても広域的な連携を図り対応することを記載しています。現に西中国や東中国等の保護管理ユニットの管理において連携が進められています。	パブコメ
155	53	8-16	生息数を推定する場合は、保護管理ユニットごとに実施すべきである。	複数の都府県にまたがる保護管理ユニットが設定されている場合においては、モニタリングにおいても広域的な連携を図り対応することを記載しています。現に西中国、東中国等の保護管理ユニットにおいて府県間の連携が進められています。	パブコメ
156	53	8-16	生息数推定は、行政が協力して同一手法を採用しても、それが正確性に欠ける手法であれば却って保護管理にはマイナス効果となるため手法採択には注意が必要である。	「IV.3.(3)個体群のモニタリング方法」の中で方法を検討する際に注意すべき点を示しているため、55ページ17行目にリンクを追記。	パブコメ
157	53	19-22	社会的理解について、「出没対応や捕獲に対する社会的理解が得やすくなる。」→「出没対応や捕獲後の放獣に対する社会的理解が得やすくなる。」に変更すべきである。	捕獲個体への対応は20行目に示した通り「追い払い、捕殺、放獣等」が考えられるため、原案のままとする。	パブコメ
158	53	24	「大量出没を考慮した捕獲上限頭数が設定できる」ことについては、個体群の遺伝構造などに留意して慎重に管理することも言及すべきである。	同一の保護管理ユニット内で設定された捕獲上限数であり、保護管理ユニットはある程度地域個体群に即しているため、捕獲により遺伝構造に大きな影響が出ることはないと考えことから、原案のままとする。	学会
159	54		(3)個体数水準に応じた広域的な保護・管理の考え方について、コア生息地に十分にクマが生息していることが重要であるため、各ゾーンのクマの生息数を調べる必要がある。	ガイドラインの全体を通して、コア生息地に健全にクマ類の個体群が保全されていることが前提となっていることを示している。	パブコメ
160	54	18	目撃情報は人側のバイアスがあるため、コア生息地のモニタリングには不向きである。	{…目撃等の情報を共有【するとともに】、コア生息地において…}と修文	パブコメ
161	57	表IV-10	「人間との軋轢軽減」「個体群の保全」両項目の「実施施策」(注1)として、両目的の達成のため「普及啓発」を加えるべきである。	修正	学会
162	57	表IV-10	「個体群の保全」の指標として、「分布の変化」も盛り込んでおくべきである。	修正	学会
163	58	2-14	指標設定や情報収集に際しては、特定の考えや手法に固執することなく広く意見を聞くことが重要である。	60ページ12行目、「方法を検討する際は、専門家の助言を受けることが望ましい」と記述している。	パブコメ
164	58	5-6	「数年に一度の頻度(特定計画を改訂する際等)で精度の高い個体数の推定を行う必要がある。」については、コストがかかるので動向に大きな変化がなければそれほど高い頻度で推定する必要はない。あるいは、この記述内容にある程度簡便な手法によるものも含むのであれば、「精度の高い」という表現が誤解を与えているかもしれない。	個体数水準を基に、捕獲上限数をせっていて個体群管理を進めていくことから、特定計画の改訂の際等には精度の高い個体数推定が必要と考えため、原案のままとする。	学会
165	58-60		個体群のモニタリング方法について、通常業務で収集可能なモニタリング項目だけでは、高精度な個体数推定はできない。捕獲数が増えると生息数が増えるような手法は採用すべきでない。	捕獲数のみを用いた個体数推定の記載は削除し、捕獲数に加えて、生息密度を反映する指標や目撃・出没件数、捕獲再捕獲情報、フナ科堅果の豊凶データ等の情報を用いて推定する必要性があることを記載した(※34)。	パブコメ

意見No.	頁	行	意見	回答	パブコメ/ 学会
166	59	10	果類の豊凶データに加えて、春の山菜、下層植生の消失度、ナラ枯れ、昆虫量、熊糞、糞、爪痕、冬眠穴を追加すべきである。	堅果類の豊凶データは調査手法が確立されており、クマ類の出没やそれに伴う捕獲数に関連する指標となりえるが、提案されている調査については調査手法が確立されていなく個体数推定に活用できるモニタリング項目とはいえないため、原案のままとする。	パブコメ
167	60-61	表IV-11 表IV-12	表の記述を簡素化する必要がある。注釈の兵庫県の記事は、正確でないため修正すべきである。	捕獲数のみを用いた個体数推定の記載は削除。表IV-11～12については、通常業務のみで収集可能なデータからある程度精度の高い個体数推定はできないことから、「捕獲数+その他の情報」と表IV-12を合わせて一つの表とする。「収集方法・項目」「推定方法」それらの利点や課題を合わせて示すため、原案の通りの示し方とする。「捕獲数+その他の情報」の注釈（※35）については、誤解を招く表現であったため「※35：捕獲数に加えて生息密度を反映する指標、目撃・出没件数、放獣数、人為死亡数、放獣・捕獲個体の標識再捕獲法、ブナ科堅果豊凶データ等を用いることで、捕獲数のみの推定よりも精度が向上する。コア生息地のデータを収集することで、コア生息地のモニタリングも可能となる。」と修文	学会
168	62	2-12	「問題個体以外の個体を捕獲することは軋轢の軽減につながるだけでなく、それらの捕獲数が増加することはクマ類の個体群の保全に負の影響を及ぼす」で指摘している通りであることから、春クマ類は全面的に禁止すべきである。	春クマ類の評価に関する知見が十分でないことから、今後とも情報収集に努めます。	パブコメ
169	62	16-24	柿の木の伐採を行う際、所有者が不明であっても強制的に伐採可能となるよう条例制定を図る必要がある。	各地域の実情に応じた生息環境管理を行うものとして周知を図ってまいります。	パブコメ
170	62	16	「拡大」を「近づいている」に修正すべきである。	「拡大し【近づい】ている」に修文	パブコメ
171	62	11	「人材育成や人材の配置」については具体的な人材配置や組織構築のイメージを示しておく必要がある。	資料編に保護・管理を進めていく際に必要な全体としての体制図を示した。	学会
172	63	1-5	参考文献を省略すべきでない。	引用が可能となるよう本編への掲載を行います。	パブコメ